

令和 3 年 第 1 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

令 和 3 年 3 月 9 日 提 出

## 目 次

議案第2号	東浦町附属機関設置条例の一部改正について	1
議案第3号	東浦町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について	3
議案第4号	東浦町総合計画審議会条例等の一部改正について	10
議案第5号	東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	12
議案第6号	令和2年度東浦町一般会計補正予算(第15号)	別添
議案第7号	令和2年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	別添
議案第8号	令和2年度東浦町土地取得特別会計補正予算(第2号)	別添
議案第9号	令和2年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	別添
議案第10号	令和2年度東浦町下水道事業会計補正予算(第3号)	別添
議案第11号	令和3年度東浦町一般会計予算	別添
議案第12号	令和3年度東浦町国民健康保険事業特別会計予算	別添
議案第13号	令和3年度東浦町土地取得特別会計予算	別添
議案第14号	令和3年度東浦町後期高齢者医療特別会計予算	別添
議案第15号	令和3年度東浦町水道事業会計予算	別添
議案第16号	令和3年度東浦町下水道事業会計予算	別添
議案第17号	工事請負契約の締結について(保健センター空調設備及び屋根等改修工事)	13
議案第18号	定住自立圏の形成に関する協定の締結について	14
議案第19号	町道路線の認定について	20
議案第20号	町道路線の廃止について	21

議案第2号

東浦町附属機関設置条例の一部改正について

東浦町附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年3月9日提出

東浦町長 神谷昭彦

東浦町附属機関設置条例の一部を改正する条例

東浦町附属機関設置条例（平成26年東浦町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後			改正前		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
執行機関	名称	所掌事務	執行機関	名称	所掌事務
町長	東浦町男女共同参画推進委員会	男女共同参画の計画の策定及び推進に関する事項についての調査審議に関する事務	町長	東浦町男女共同参画推進委員会	男女共同参画の計画の策定及び推進に関する事項についての調査審議に関する事務
	東浦町障害者計画等推進委員会から東浦町地域福祉推進委員会まで 略			東浦町パートナーシップ推進事業補助金審査会	町が設定した課題に対する公募型提案事業に係る補助金の対象となる事業及び特定非営利活動法人の運営基盤の整備に係る補助金の対象となる特定非営利活動法人又は特定非営利活動法人の設立の認証を申請している団体の審査に関する事務
教育委員会の項 略			教育委員会の項 略		

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

東浦町パートナーシップ推進事業補助金審査会を廃止するため提案するものである。

議案第3号

東浦町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について

東浦町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年3月9日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(東浦町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 東浦町職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年東浦町条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(サービスの宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、 <u>別記様式による宣誓書を任命権者に提出して</u> からでなければその職務を行ってはならない。	(サービスの宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、 <u>任命権者又は任命権者の定める上級の地方公務員の面前において別記様式による宣誓書に署名押印して</u> からでなければその職務を行ってはならない。
2 略	2 略

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨に基づき、住民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、職務を誠実かつ公正に執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

別記様式（学校職員）（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

(東浦町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 東浦町固定資産評価審査委員会条例(昭和47年東浦町条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名</u>しなければならない。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 略</p> <p>2から4まで 略</p> <p>5 前項の口述書には、次の各号に掲げる事項を記載し、提出者が<u>署名</u>しなければならない。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>6及び7 略</p> <p>8 前項の調書には、次の各号に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記が<u>署名</u>しなければならない。</p> <p>(1) から (5) まで 略</p> <p>(実地調査)</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 略</p> <p>2から4まで 略</p> <p>5 前項の口述書には、次の各号に掲げる事項を記載し、提出者が<u>署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>6及び7 略</p> <p>8 前項の調書には、次の各号に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記が<u>署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1) から (5) まで 略</p> <p>(実地調査)</p>

<p>第9条 略</p> <p>2 前項の調書には、次の各号に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記が署名しなければならない。</p> <p>(1) から (4) まで 略 (議事についての調書)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の調書には、次の各号に掲げる事項を記載し、議事に参加した委員及び調書を作成した書記が署名しなければならない。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p>	<p>第9条 略</p> <p>2 前項の調書には、次の各号に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記が署名押印しなければならない。</p> <p>(1) から (4) まで 略 (議事についての調書)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の調書には、次の各号に掲げる事項を記載し、議事に参加した委員及び調書を作成した書記が署名押印しなければならない。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p>
---	---

(東浦町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第3条 東浦町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成5年東浦町条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(登録の申請)</p> <p>第3条 略</p> <p>(登録)</p> <p>第4条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第21条第2項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 前項の申請書には、東浦町印鑑条例(平成2年東浦町条例第21号)に基づき登録されている代表者等の個人の印鑑(以下「個人印鑑」という。)を押印しなければならない。</u></p> <p>(登録)</p> <p>第4条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第21条第2項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録</p>

<p>(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付の申請)</p> <p>第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付の申請をする場合には、<u>認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書を自ら町長に対して提出しなければならない</u>。</p> <p>2 町長は、前項の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき<u>審査</u>し、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請をした者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>(登録の廃止の申請)</p> <p>第9条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとする場合には、<u>認可地縁団体印鑑登録廃止申請書を自ら町長に対して提出しなければならない</u>。</p>	<p>するものとする。</p> <p>(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付の申請)</p> <p>第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付の申請をする場合には、<u>認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書に当該認可地縁団体印鑑を押印して、自ら町長に対して申請しなければならない</u>。</p> <p>2 町長は、前項の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき<u>審査するとともに、当該申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影を照合</u>し、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請をした者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>(登録の廃止の申請)</p> <p>第9条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとする場合には、<u>認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に当該認可地縁団体印鑑を押印して、自ら町長に対して申請しなければならない</u>。</p> <p>2 <u>認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑を亡失した場合には、前項の規定にかかわらず、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に代表者等の個人印鑑を押印して、直ちに自ら町長に対して当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請をしなければならない</u>。</p>
---	---

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

行政手続等における押印を廃止するため提案するものである。

議案第4号

東浦町総合計画審議会条例等の一部改正について

東浦町総合計画審議会条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年3月9日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町総合計画審議会条例等の一部を改正する条例

(東浦町総合計画審議会条例の一部改正)

第1条 東浦町総合計画審議会条例(昭和39年東浦町条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(組織) 第2条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。	(組織) 第2条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。
(1) 略	(1) <u>町議会の議員</u>
(2) 略	(2) 略
(3) 略	(3) 略
(4) 略	(4) 略
(5) 略	(5) 略
	(6) 略

(東浦町の環境を守る基本条例の一部改正)

第2条 東浦町の環境を守る基本条例(平成9年東浦町条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(組織) 第10条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。	(組織) 第10条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。
(1) 略	(1) <u>町議会の議員</u>
(2) 略	(2) 略
(3) 略	(3) 略
(4) 略	(4) 略
(5) 略	(5) 略
	(6) 略

(東浦町旅館等の建築の規制に関する条例の一部改正)

第3条 東浦町旅館等の建築の規制に関する条例（平成9年東浦町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(審査会の組織)</p> <p>第9条 審査会は、委員<u>5人</u>以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">(審査会の委員の任期等)</p> <p>第11条 委員の任期は<u>2年</u>とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">(審査会の組織)</p> <p>第9条 審査会は、委員<u>6人</u>以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。</p> <p>(1) <u>町議会の議員 1人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">(審査会の委員の任期等)</p> <p>第11条 委員の任期は<u>1年</u>とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年7月1日から施行する。

提案理由

町議会の議員を東浦町総合計画審議会等の委員の要件から除く等のため提案するものである。

議案第5号

東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年3月9日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年東浦町条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
職名	報酬の額		職名	報酬の額	
教育委員会委員の項からいじめ問題調査委員会委員の項まで 略			教育委員会委員の項からいじめ問題調査委員会委員の項まで 略		
学校評議員	日額	10,000円	学校評議員	日額	10,000円
学校運営協議会委員	日額	10,000円			
その他の非常勤の職員の項 略			その他の非常勤の職員の項 略		
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

学校運営協議会委員の報酬の額を定めるため提案するものである。

議案第17号

工事請負契約の締結について（保健センター空調設備及び屋根等改修工事）  
下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和3年3月9日提出

東浦町長 神谷明彦

記

- 1 工 事 名 保健センター空調設備及び屋根等改修工事
- 2 路線等の名称 東浦町保健センター
- 3 工 事 場 所 知多郡東浦町大字石浜字岐路地内
- 4 工 事 概 要 東浦町保健センター（鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平家  
建 延床面積 1,040.31 平方メートル）の空調設備、屋根、  
外壁等改修に伴う建築及び機械設備工事一式
- 5 契 約 金 額 66,770,000 円
- 6 契 約 の 相 手 方 知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1  
東浦土建株式会社  
代表取締役 長坂 勝之
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものである。

議案第 18 号

定住自立圏の形成に関する協定の締結について  
別紙のとおり定住自立圏の形成に関する協定を締結するものとする。  
令和 3 年 3 月 9 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

提案理由

刈谷市と定住自立圏の形成に関する協定を締結するため提案するものである。

## 定住自立圏の形成に関する協定書

刈谷市（以下「甲」という。）及び東浦町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担して生活の安心感及び利便性の向上に資する都市機能及び生活機能の充実を図り、圏域全体のつながりを強め、並びに郷土への魅力及び誇りを創出することにより、豊かに暮らすことができる圏域を形成することを目的とする。

### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、及び別表に掲げる分野の取組において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

### （事務執行に当たっての連携及び協力並びに費用負担）

第3条 前条の取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前項の事務執行に当たり必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、その都度甲及び乙が協議して負担割合を定めるものとする。

### （協定の期間）

第4条 この協定の期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までとする。

### （協定の変更）

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議し、双方の合意の上、議会の議決を得るものとする。

### （協定の廃止）

第6条 甲及び乙は、第4条に規定する期間満了前にこの協定を廃止しようとする場合は、議会の議決を得た上でその旨を相手方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。ただし、通告があった日から起算して2年を経過する日より前に協定期間が満了する場合は、当該期間満了日にその効力を失う。

### （疑義の解決）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の規定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押

印の上、各1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 刈谷市東陽町一丁目1番地  
刈谷市  
刈谷市長 稲垣 武

乙 知多郡東浦町大字緒川字政所20番地  
東浦町  
東浦町長 神谷 明彦

別表（第2条関係）

分野	取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割	
生活機能の強化に関する分野	医療健康	病診連携の推進	中核医療機関と圏域内の診療所等との連携を強化することにより、医療環境等の充実を図る。	甲は、病診連携等の取組に対し、必要な支援を行う。 乙は、甲と連携して、病診連携等の取組に対し、必要な支援を行う。	
	福祉	福祉サービスの連携の推進	甲及び乙が連携し、障害者及び高齢者に対する福祉サービス並びに子育て支援の充実を図る。	甲は、乙と連携して、圏域の障害者及び高齢者に対する福祉サービス並びに子育て支援の質的向上に必要な事業を実施する。 乙は、甲と連携して、圏域の障害者及び高齢者に対する福祉サービス並びに子育て支援の質的向上に必要な事業を実施する。	
	教育文化	博物館等の入館の促進	博物館等にて開催する企画展のPRを相互に行うことにより、圏域住民の文化活動の活性化を図る。	甲は、乙と連携して、それぞれが設置する博物館等にて開催する企画展のPRを行う。	乙は、甲と連携して、それぞれが設置する博物館等にて開催する企画展のPRを行う。
		教育文化施設等の相互利用	教育文化施設等の相互利用を可能とし、圏域住民の利便性の向上並びに生涯学習及びスポーツの振興を図る。	甲は、甲が設置する教育文化施設等について、乙に在住する者の利用を可能とする。 乙は、乙が設置する教育文化施設等について、甲に在住する者の利用を可能とする。	

		大学連携講座の開催	大学連携講座を開催し、圏域住民の知識の習得を促進するとともに、圏域住民の交流の活性化を図る。	甲は、甲の開催する大学連携講座について、乙に在住し、在勤し、又は在学する者が受講できるようにする。	乙は、甲の開催する大学連携講座について、乙に在住し、在勤し、又は在学する者に対して周知し、受講の促進を図る。
		図書等の相互貸出し	図書等の相互貸出しを可能とすることにより、圏域住民の利便性の向上を図る。	甲は、甲が設置する図書館で、乙に在住し、在勤し、又は在学する者の利用登録を可能とする。	乙は、乙が設置する図書館で、甲に在住し、在勤し、又は在学する者の利用登録を可能とする。
結びつきやネットワークの強化に関する分野	公共交通	行政バスの広域利用の推進	行政バス等の乗換拠点等を整備し、圏域内の移動しやすい路線網を構築することにより、利用者の利便性の向上を図る。	甲は、乙と連携して、主要な施設等への乗り入れ又は結節拠点の整備について検討を行う。	乙は、甲と連携して、主要な施設等への乗り入れ又は結節拠点の整備について検討を行う。
	観光	広域観光事業の推進	甲、乙及び観光協会等が連携し、圏域の観光案内及び地元物産品等のPRを行うことにより、観光の振興を図る。	甲は、乙と連携して、圏域の地域活性化を推進するため、圏域の魅力発信、観光情報発信等を実施する。	乙は、甲と連携して、圏域の地域活性化を推進するため、圏域の魅力発信、観光情報発信等を実施する。

	その他	道路及び河川の整備の推進	圏域の道路及び河川の整備に関する協議を行い、圏域生活の利便性及び防災機能の向上を図る。	甲は、圏域の道路及び河川に関し、必要な協議及び関係機関への要望に努め、整備の推進を図る。	乙は、甲と連携して、圏域の道路及び河川に関し、必要な協議及び関係機関への要望に努め、整備の推進を図る。
圏域マネジメント能力の強化に関する分野	共存協働	ボランティア活動等の支援体制の構築	情報の一元化、団体交流会等を通し、ボランティア活動等の活性化及びボランティア活動団体間の相互交流を図る。	甲は、乙と連携して、市民ボランティア活動情報サイトを管理運営し、及びイベント等を開催する。	乙は、甲と連携して、市民ボランティア活動情報サイトを管理運営し、及びイベント等を開催する。
	その他	職員合同研修会の開催	合同で研修会を開催することにより、新たな行政課題に対して広域的な視点で対応できる人材の育成を図る。	甲は、乙と連携し、職員合同研修会を開催する。	乙は、職員合同研修会の開催に協力する。
		共同調達の推進	圏域内における備品等を共同で調達することにより、自治体事務の効率化やコストの削減を図る。	甲は、乙と連携して、各種分野における共同調達について、効果的な取組を研究し、推進する。	乙は、甲と連携して、各種分野における共同調達について、効果的な取組を研究し、推進する。

議案第 19 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

令和 3 年 3 月 9 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

整理番号	路 線 名	起 点 ( 地 先 )	重要な経過地
		終 点 ( 地 先 )	
3 2 4 6	緒川新田 246 号線	東浦町大字緒川字組田 10 番 6	
		東浦町大字緒川字組田 14 番 8	

提案理由

開発行為により道路が築造整備されたことから、新たな道路として認定するため提案するものである。

議案第 20 号

町道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を廃止するものとする。

令和 3 年 3 月 9 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

整理番号	路 線 名	起 点 ( 地 先 )	重要な経過地
		終 点 ( 地 先 )	
3 0 1 1	緒川新田 11 号線	東浦町大字緒川字深狭間 29 番	
		東浦町大字緒川字深狭間 56 番 2	
3 0 1 2	緒川新田 12 号線	東浦町大字緒川字姥池 57 番 1	
		東浦町大字緒川字深狭間 29 番	

提案理由

開発行為に伴い、路線を廃止するため提案するものである。